

令和5年8月14日以降の審査基準日から適用

その他社会性（W） 算出方法の変更

令和5年8月14日以降の審査基準日より、その他社会性の評点算出方法が変更になります。これにより、総合評点（P）に換算した場合の数値が低くなります。

例：令和5年8月13日までの審査基準日 Wの項目で10点 → Pでは14点

令和5年8月14日以降の審査基準日 Wの項目で10点 → Pでは13点

その他社会性の点数を維持する為、下記新設された項目が加点対象となるように取り組みましょう。

W1-9 ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況

W1-10 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況

<令和5年8月13日までの審査基準日>

評点W= (W1+W2+W3+W4+W5+W6+W7+W8) × (1,900/200) 最高点2,061点 (P : 309点)

<令和5年8月14日以降の審査基準日>

評点W= (W1+W2+W3+W4+W5+W6+W7+W8) × (1,750/200) 最高点2,073点 (P : 311点)



【現行】

項目	評点(最大)
W1 労働福祉の状況	(45)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (災害復旧工事で活用される代表的な6機種について加点)	15
W8 国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①ISO9001	5
②ISO14001	5
W9 若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
W10 知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
合計 (最高点)	217

【改正後】

項目	評点(最大)
W1 建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組の状況	(77)
①雇用保険の加入状況	-40
②健康保険の加入状況	-40
③厚生年金保険の加入状況	-40
④建退共の加入状況	15
⑤退職一時金もしくは企業年金制度の導入	15
⑥法廷外労災制度の加入状況	15
⑦若齢技術者及び技能者の育成及び確保の状況	2
⑧知識及び技術又は技能の向上に関する取組の状況	10
⑨ワーク・ライフ・バランスに関する取組の状況	5
⑩建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況	15
W2 建設業の営業年数	60
W3 防災活動への貢献の状況	20
W4 法令順守の状況	-30
W5 建設業の経理の状況	30
W6 研究開発の状況	25
W7 建設機械の保有状況 (既存の6機種の外に加点対象を拡大) → 拡大	15
W8 国又は国際標準化機構が定めた規格による登録状況	(10)
①品質管理に関する取組(ISO9001)	5
②環境配慮に関する取組 (ISO14001、エコアクション21) → 追加	5
合計 (最高点)	237

W1に再編

新設

拡大

追加

Wの素点が大きく増加することから、総合評定値P点への換算式を変更。(詳細は(1)-3参照)